

定例教育委員会会議次第

日 時 平成26年11月17日(月)午後1時30分～

場 所 坂井市役所 第2別館 2階 大会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第27号 坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の制定について

議案第28号 坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について

議案第29号 坂井市公民館条例施行規則の廃止について

議案第30号 坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について

議案第31号 坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について

議案第32号 就学指定校の変更許可について

5 報告事項

(1) 坂井市公民館条例の廃止について

(2) 平成26年度坂井市一般会計補正予算(第4号)にかかる事業概要について

6 その他

(1) 行事予定(12月分)について

(2) その他

定例教育委員会

議

案

議案第27号

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則の制定について

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定
について、次のとおり承認を求める。

平成26年11月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の右欄に掲げる事務を同表左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。

職員	補助執行させる事務
総務部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。

(専決)

第3条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合において、補助執行する職員は、坂井市教育委員会事務決裁規程（平成18年坂井市教育委員会訓令第1号）の規定を準用して、所管に係る事項を専決処理することができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第28号

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成26年11月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1年以内」を「2年」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 満70歳に達した者は、任命できない。ただし、任期途中において満70歳に達したものはこの限りでない。

第6条を次のように改める。

（勤務）

第6条 指導員は、非常勤とする。

- 2 指導員の勤務場所は、坂井市コミュニティセンター条例施行規則（平成〇〇年坂井市規則第〇号）第11条に規定する連絡等にあたるセンターとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

坂井市社会教育指導員設置等に関する規則(平成18年坂井市教育委員会規則第23号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
<p>(設置) 第1条 社会教育の振興を図るため、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、「社会教育」とは社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定するものを、「社会教育関係団体」とは同法第10条に規定するものをいう。</p> <p>(職務) 第3条 指導員は、特定事項について、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社会教育に関する直接指導及び学習相談を行うこと。</p> <p>(2) 社会教育関係団体の育成等を行うこと。</p> <p>(定数) 第4条 指導員の定数は5人以内とし、教育一般に関して豊富な識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術をもつ者の中から教育委員会が任命する。</p> <p>(任期) 第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 指導員は、再任することができる。</p> <p>3 満70歳に達した者は、任命できない。ただし、任期中において満70</p>	<p>(設置) 第1条 社会教育の振興を図るため、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、「社会教育」とは社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定するものを、「社会教育関係団体」とは同法第10条に規定するものをいう。</p> <p>(職務) 第3条 指導員は、特定事項について、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社会教育に関する直接指導及び学習相談を行うこと。</p> <p>(2) 社会教育関係団体の育成等を行うこと。</p> <p>(定数) 第4条 指導員の定数は5人以内とし、教育一般に関して豊富な識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術をもつ者の中から教育委員会が任命する。</p> <p>(任期) 第5条 指導員の任期は、1年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 指導員は、再任することができる。</p> <p>3 指導員の再任に当たっては、原則として3年を超えることができない。</p>

歳に達したものはこの限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、指導員を免ずることができる。

(勤務)

第6条 指導員は、非常勤とする。

2 指導員の勤務場所は、坂井市コミュニティセンター条例施行規則（平成27年坂井市規則第〇号）第11条に規定する連絡等にあたるセンターとする。

(研修)

第7条 指導員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術習得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、指導員を免ずることができる。

(職務)

第6条 指導員は、非常勤とする。

(研修)

第7条 指導員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術習得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

議案第29号

坂井市公民館条例施行規則の廃止について

坂井市公民館条例施行規則の廃止について、次のとおり承認を求める。

平成26年11月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市公民館条例施行規則を廃止する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市公民館条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第26号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第30号

坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の
廃止について

坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則の廃止について、次の
とおり承認を求める。

平成26年11月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則を廃止する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則（平成20年坂井市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第31号

坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について

坂井市拠点公民館設置要綱の廃止について、次のとおり承認を求める。

平成26年11月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市拠点公民館設置要綱を廃止する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市拠点公民館設置要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第5号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 32 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成 26 年 11 月 17 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫